恤

平成22年6月18日 第 3 4

目 次

告 示 (第1010号 - 第1023号)

大規模	小売店舗	前の新設の届出		(中小企業振興課)	1
大規模	小売店舗	前の新設の届出		(中小企業振興課)	2
開発行	為に関す	る工事の完了		(都市計画課)	3
開発行	為に関す	る工事の完了		(都市計画課)	3
保安林	の所在場	計等		(森林保全課)	4
県営土:	地改良事	業計画の決定		(農村整備課)	4
県営土:	地改良事	掌業の換地処分		(農村整備課)	4
県営土:	地改良事	事業の換地処分		(農村整備課)	4
肥料取	締法に基	ながく肥料の登録		(農林水産物安全課)	4
肥料取	締法に基	いているというないないでは、これではいる。	の更新	(農林水産物安全課)	5
肥料取	締法に基	びく肥料の登録の失効		(農林水産物安全課)	5
開発行	為に関す	る工事の完了		(都市計画課)	6
道路の	供用の閉]始		(道路維持課)	6
特定非	営利活動	対法人の定款変更の認証申請		(社会活動推進課)	6
	公	告			
競争入	札参加者	の資格等		(総務事務センター)	6
一般競	争入札の)実施		(警察本部会計課)	8
建設業	の営業の)一部停止		(建築指導課)	11
建設業	の営業の)一部停止		(建築指導課)	11
建設業	の営業の)一部停止		(建築指導課)	12
建設業	の営業の)一部停止		(建築指導課)	12

建設業の営業の一部停止	(建築指導課)	13
建設業の営業の一部停止	(建築指導課)	13
建設業の営業の一部停止	(建築指導課)	14
漁業法に基づく漁業の免許の内容たるべき事項等	(漁業管理課)	14
落札者等の公示	(総務事務センター)	15
落札者等の公示	(行政経営企画課)	15
公安委員会		
遺失物法施行令に基づく特例施設占有者の指定事項	項の変更	
	(警察本部会計課)	16
少年指導委員の委嘱	(警察本部少年課)	16
意見募集の結果の公示 (誓	警察本部交通企画課)	17
意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (誓	警察本部交通企画課)	17

福岡県告示第1010号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模 小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振 興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年6月18日

福岡県知事 麻生 渡

届出年月日

平成22年 5 月31日

- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 名 称 ドラッグコスモス与原店
- 所在地 福岡県京都郡苅田町与原一丁目1番1 外

示

- 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏 名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (1) 大規模小売店舗を設置する者

每週月水金曜日

福岡市博多区東福岡市博多区吉塚 **〒**812-8577 **〒**812-0041

総務部行政経営企画課社 西日本新聞印刷

福岡県 株式会社

· **園 7 番 7 号** 丁目 2 番15号

<4∞

氏名又は名称	住 所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住 所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

- 4 大規模小売店舗を新設する日 平成23年2月1日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,490平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の位置及び収容台数

駐 車 場 の 位 置	収容台数 (台)
福岡県京都郡苅田町与原一丁目1番1 外	60

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数 (台)
福岡県京都郡苅田町与原一丁目1番1 外	18

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積 (平方メートル)
福岡県京都郡苅田町与原一丁目1番1 外	105

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量 (立方メートル)
福岡県京都郡苅田町与原一丁目1番1 外	9.48

- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
---------	------	------

株式会社コスモス薬品 午前10時 午後10時

- (2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯 午前9時30分から午後10時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 2ヶ所 福岡県京都郡苅田町与原一丁目1番1 外
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 荷さばき施設 1 午前 6 時から午後11時まで 荷さばき施設 2 午後11時から午前 6 時まで

福岡県告示第1011号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第5条第1項の規定に基づき、大規模 小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年6月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成22年5月28日

- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名 称 (仮称) コメリパワー筑後店
- (2) 所在地 福岡県筑後市大字前津481番 外
- 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏 名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住 所
株式会社コメリ	新潟県新潟市南区清水4501番地 1

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

愐

氏名又は名称	住 所
株式会社コメリ	新潟県新潟市南区清水4501番地 1

4 大規模小売店舗を新設する日 平成23年1月29日

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 9,093平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数 (台)
福岡県筑後市大字前津481番 外	340

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数 (台)
福岡県筑後市大字前津481番 外	10

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積 (平方メートル)
福岡県筑後市大字前津481番 外	130

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量 (立方メートル)
福岡県筑後市大字前津481番 外	55.04

- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コメリ	午前7時	午後9時

- (2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯 午前6時30分から午後9時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

3ヶ所 福岡県筑後市大字前津481番 外

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時00分から午後10時00分まで

福岡県告示第1012号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第36条第3項の規定により公告する。

平成22年6月18日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

太宰府市国分三丁目484番4、485番2、486番3、486番4、486番7、487番1、487番7、487番9、487番13、487番16、487番17、492番4、492番5、494番13、494番14、1348番2、1348番3及び1348番1の一部並びに大字国分1424番の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

太宰府市国分5丁目4番23号

萩尾 俊雷

福岡県告示第1013号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第36条第3項の規定により公告する。

平成22年6月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑後市大字下北島字東久清791番1、793番2、794番1、794番3及び794番2の一部並びに字西久清797番1、797番3、801番1及び797番2の一部並びにこれらの区域内の道路である市有地の全部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

久留米市城島町浜89番地

イケショウ株式会社 代表取締役 池松 勝

福岡県告示第1014号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成22年6月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林の所在場所

京都郡みやこ町犀川帆柱1540

2 指定の目的

水源のかん養

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及びみや こ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1015号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成22年6月18日

福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する書類	縦 覧 期 間	縦覧場所
県営渕田地区土地改良 (農業用ため池整備) 事業計画書の写し	平成22年 6 月18日から 平成22年 7 月16日まで	小郡市役所

福岡県告示第1016号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第89条の2第9項の規定に基づき、次のように 換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告 する。

平成22年6月18日

福岡県知事 麻生 渡

換地処分をした地域	換地処分年月日
田川郡添田町大字津野 (遊農津野地区松平換地区)	平成22年 6 月10日

福岡県告示第1017号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第89条の2第9項の規定に基づき、次のように 換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告 する。

平成22年6月18日

福岡県知事 麻牛 渡

換地処分をした地域	換地処分年月日
田川郡添田町大字中元寺 (中元寺地区第4換地区)	平成22年 6 月10日

福岡県告示第1018号

肥料取締法 (昭和25年法律第127号) 第7条1項の規定に基づき、次のように肥料を 登録したので、同法第16条第1項の規定により告示する。

平成22年6月18日

登録番号	肥料の種 類	肥料の名 称	保証成分量	その他の規格	有効期限	生産業者の氏名又は 名称及び住所
第2233号	魚かす粉末	87魚かす 粉末	窒素全量 8.0 りん酸全量 7.0	公定規格のとおり	平成28年 4月25日	株式会社ニチリウ永 瀬 北九州市門司区東港 町4番68号

福岡県告示第1019号

肥料取締法 (昭和25年法律第127号) 第12条第2項の規定に基づき、次のように肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により告示する。

平成22年 6 月18日

福岡県知事 麻生 渡

登録番号	肥料の 種類	肥料の 名称	保証成分量 (%)	その他の 規格	有効期限	生産業者の氏名又は 名称及び住所
第1765号	消石灰	65.0消石	アルカリ分 65.0	公定規格のとおり	平成28年 3月19日	シタマ石灰有限会社 福岡県宮若市湯原547 番地
第1881号	炭酸カル シウム肥 料	10.0 炭酸 苦土石灰	アルカリ分 55.0 可溶性苦土 10.0	公定規格のとおり	平成28年 6月17日	位登産業株式会社 福岡県田川市位登 1956番地
第1960号	生石灰	95.0生石灰	アルカリ分 95.0	公定規格のとおり	平成28年 3月30日	兼定興産株式会社 福岡県久留米市野中 町640番地の1
第1961号	消石灰	65.0消石	アルカリ分 65.0	公定規格のとおり	平成28年 3月30日	位登産業株式会社 福岡県田川市大字位 登1956番地
第2186号	生石灰	90S 生石 灰	アルカリ分 80.0	公定規格のとおり	平成28年 3月10日	兼定興産株式会社 福岡県久留米市野中 町640番地の1

第2188号	蒸製骨粉	蒸製骨粉	窒素全量	公定規格	平成28年	北九州エコレム協同
		1	5.0	のとおり	7月6日	組合
			りん酸全量			北九州市若松区響町
			18.0			1 丁目12番地の 5

福岡県告示第1020号

肥料取締法 (昭和25年法律第127号) 第14条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効 したので、同法第16条第 1 項の規定により告示する。

平成22年6月18日

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の 規格	生産業者の氏名又は 名称及び住所
第1869号	炭酸カルシ ウム肥料	15.0 炭酸苦 土石灰	アルカリ分 55.0 可溶性苦土 15.0	公定規格のとおり	株式会社筑後物産 筑後市大字上北島833 番地
第1870号	炭酸カルシ ウム肥料	10.0 炭酸苦 土石灰	アルカリ分 55.0 可溶性苦土 10.0	公定規格のとおり	株式会社筑後物産 筑後市大字上北島833 番地
第1942号	生石灰	30.0 苦土生 石灰肥料	アルカリ分 100.0 可溶性苦土 30.0	公定規格のとおり	住金リコテック株式会 社 北九州市小倉北区許斐 町 1番地
第2071号	消石灰	65.0消石灰	アルカリ分 65.0	公定規格のとおり	有限会社田川石灰工業 所 福岡県田川市大字夏吉 2851番地
第2167号	副産植物質 肥料	副産植物質 肥料1号	窒素全量 3.5	公定規格のとおり	株式会社杜の蔵 福岡県久留米市三潴町 玉満2773

第2185号	魚かす粉末	87魚かす粉 末	窒素全量 8.0 りん酸全量 7.0	公定規格のとおり	株式会社ニチリウ永瀬 北九州市門司区東港町 4番68号
第2187号	肉骨粉	ミートボー ンミール 2	窒素全量 5.0 りん酸全量 7.0	公定規格のとおり	北九州エコレム協同組 合 北九州市若松区響町 1 丁目12番 5 号
第2212号	炭酸カルシウム肥料	マンドラ水稲用	アルカリ分 50.0 可溶性苦土 5.0	公定規格のとおり	すばるメディア株式会 社 福岡県筑紫郡那珂川町 松木1丁目136番地

福岡県告示第1021号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第36条第3項の規定により公告する。

平成22年6月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡新宮町大字立花口字髙峰543番 1、571番 5、571番46、571番54、571番74及 び571番76から571番78まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

糟屋郡新宮町大字立花口571番地の47

福岡衛生工業株式会社 代表取締役 只熊 洋介

福岡県告示第1022号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年6月19日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年6月18日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備 事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間	
朝 倉 久留米	八 女線香春	うきは市浮羽町古川1022番11先から 朝倉市杷木池田444番 3 先まで	

福岡県告示第1023号

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年6月18日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日 平成22年6月3日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称

特定非営利活動法人はまゆう会

- (2) 代表者の氏名
 - 山中 義博
- (3) 主たる事務所の所在地 福岡県遠賀郡水巻町吉田東二丁目7番1号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者 (特に精神障害者) とその家族に対する理解を深める活動並 びに障害者の社会的自立のための作業所の運営などを行うことで、障害者が安心し て日常生活が送れるように援助することを目的とする。

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第

372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。 平成22年6月18日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類 福岡県警察通信指令システムー式賃貸借契約
- 账 2 競争入札参加者の資格
 - (1) 競争入札に参加できない者
 - ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれ らの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - (ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量 に関して不正の行為をした者
 - (4) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第234条の2第1項の規定による監督又 は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (ア)から(対)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を 契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員であるもの
 - エ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
 - オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
 - カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者
 - (2) 資格審査事項については、次のとおりとする。
 - ア 従業員数
 - イ 年間売上高

- ウ 自己資本金
- 工 流動比率
- 才 経営年数
- 力 障害者雇用状況
- キ 子育て応援宣言登録
- 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
- (1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書 (様式第1号)
- イ 法人にあっては登記事項証明書 (3か月以内に発行された原本又は写し)、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書 (3か月以内に発行された原本又は写し)
- ウ 印鑑証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理 人に委任する場合は、委任状 (様式第2号)
- オ 県税に未納のないことの証明書 (3か月以内に発行された原本又は写し)並び に消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書 (3か月以内に発行さ れた原本又は写し)
- カ 法人にあっては財務諸表の写し (申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分)、個人にあっては貸借対照表 (申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの) (様式第3号)及び所得税確定申告書の写し (申請書提出日の属する年の直前2か年分)
- キ 役員名簿
- ク 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票 (様式第4号)
- ケ 営業概要表 (様式第5号)
- コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組 合用営業概要表 (様式第6号) 及び官公需適格組合証明書 (物品関係) の写し等

- サ 印刷業明細表 (印刷業のみ) (様式第7号)
- シ ビル清掃管理業明細表 (ビル清掃管理業のみ) (様式第8号)
- ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- ソ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その 登録証の写し
- タ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録証の写し
- チ 返信用封筒 (380円切手を貼付した長形3号封筒)
- (2) 申請書 (有償) の入手先
 - ア 名称 政府刊行物県庁内サ ビスステ ション
 - イ 住所 〒812 0045 福岡市博多区東公園 7番 7号 (福岡県庁総合売店内)
 - ウ 電話 092 641 7838
- (3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先
 - ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班
 - イ 住所 〒812 8577 福岡市博多区東公園 7番 7号
 - ウ 電話 092 643 3092 (ダイヤルイン)
- (4) 申請書の受付期間

この公告の日から平成22年7月16日(金)までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知 (郵送) する。

- 5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成23年 9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成23年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年6月18日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 契約事項の名称

福岡県警察通信指令システムー式賃貸借

- (2) 契約内容及び特質等 入札説明書による。
- (3) 賃貸借期間

平成23年3月1日から平成30年2月28日までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部地域部通信指令課が指定する場所

2 入札参加資格 (地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の5第1項の規 定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成19年3月福岡県告示第711号)」に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2 に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査 申請書に必要事項を記入の上、次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション (福岡県庁地下総合売店) 〒812 - 0045 福岡市博多区東公園7番7号 電話番号 092 - 641 - 7838

- (2) 申請書の価格
 - 一部500円 (消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について

汨

別途実費を徴収する。)

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先 福岡県総務部総務事務センター調達班 〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号 電話番号 092 - 643 - 3092

4 入札参加条件 (地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加 資格をいう。以下同じ。)

平成22年8月5日現在において、次の条件をすべて満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大 分 類	中 分 類	業種名	等 級
13	08	リース・レンタル	A A 又は同規模の実績を もつA (履行証明書を提 出すること)

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に指定場所に納品、設置できると認められる者
- (3) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の実績を有すること。
- (4) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者
- (5) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱 (平成14年2月22日13管 達第66号総務部長依命通達) に基づく指名停止 (以下「指名停止」という。) 期間 中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称 福岡県警察本部総務部会計課 〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号 電話番号 092 - 641 - 4141 内線2243
- 5 の部局とする。
- の 7 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成22年6月18日 (金) から平成22年7月28日 (水) までの県の休日を除く毎日 、午前9時30分から午後5時45分まで

- (2) 場所
 - 5の部局とする。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の受領期限及び提出場所
- (1) 受領期限

平成22年8月5日(木)午後5時45分

- (2) 提出場所 5の部局とする。
- (3) 提出方法

直接 (ただし、県の休日には受領しない。) 又は郵便 (書留郵便に限る。受領期限内必着) で行う。

- 10 開札の日時及び場所
 - (1) 日時

平成22年8月6日(金)午前10時00分

(2) 場所

〒812 - 8576 福岡市博多区東公園 7番 7号 福岡県警察本部入札室 (地下 1階北側)

11 落札者がない場合の措置

開札をした場合において落札者がないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

- 12 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供す

ること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約 (見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を 提出する場合
- (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約 (契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を 提出する場合
- 13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに 加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者 (開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。) 及び虚偽の申請を行った者がした入札
- 14 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と する.
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関 (WTO) 協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等

特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会の要請が あった場合は、調達手続の停止等があり得る。

- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県 の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。
- (5) その他詳細は入札説明書による。

16 Summary

A leasing contract for computer system that is going to be used for communication/command by the Fukuoka Prefectural police.

(1) Articles and Quantity

A communication/command system including computers and other peripheral devices (Regarding the details, please contact this office)

- (2) Time Limit of Tender
 - 5:45 PM on August 5, 2010
- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender

Accounting Section, General Affairs Division, Fukuoka Prefectural Police Headquarters Address:7-7, Higashi Koen, Hakata-ku

Fukuoka City 812-8576 Japan

Telephone: 092-641-4141 (Ext 2243)

至3 1 9 1 日

公郡

福岡

299年6日18日 全時

公告

建設業法 (昭和24年法律第100号) 第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成22年6月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 処分をした年月日 平成22年6月4日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の 所 在 地	代表者の氏名	許可番号
株式会社タカ アキコーポレ ーション	久留米市三潴町高三潴913 - 1	田中 竜二	平成18年 8 月21日 福岡県知事許可 (特 - 18) 第92364号

- 3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止
- (1) 停止を命じる業務の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

- ア 国、地方公共団体、法人税法 (昭和40年法律第34号) 別表第1に掲げる公共法 人 (地方公共団体を除く。) 又は建設業法施行規則 (昭和24年建設省令第14号) 第18条に規定する法人が発注するもの
- イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。)の交付を受けているもの(アに該当するものを除く。)
- (2) 停止期間

平成22年6月18日から平成22年7月17日までの30日間

4 処分の原因となった事実

株式会社タカアキコーポレーションは、平成20年7月31日を審査基準日とする経営

事項審査申請書に虚偽 (完成工事高の水増し) の記載をし、当該申請に基づき評定された経営事項審査結果通知書をもって、発注機関に対して入札参加資格申請を行った。このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

公告

建設業法 (昭和24年法律第100号) 第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成22年6月18日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 処分をした年月日 平成22年6月4日
- 2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の 所 在 地	代表者の氏名	許 可 番 号
株式会社CLM	宮若市宮田4915	藤本 満理子	平成18年 2 月10日 平成19年 5 月14日 福岡県知事許可 (般・特 - 17・ 19) 第61326号

- 3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止
- (1) 停止を命じる業務の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

- ア 国、地方公共団体、法人税法 (昭和40年法律第34号) 別表第1に掲げる公共法 人 (地方公共団体を除く。) 又は建設業法施行規則 (昭和24年建設省令第14号) 第18条に規定する法人が発注するもの
- イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。)の交付を受けているもの(アに該当するものを除く。)

么

(2) 停止期間

平成22年6月18日から平成22年7月17日までの30日間

4 処分の原因となった事実

株式会社 CLMは、平成20年6月30日を審査基準日とする経営事項審査申請書に虚偽(完成工事高の水増し)の記載をし、当該申請に基づき評価された経営事項審査結果通知書をもって、発注機関に対して入札参加資格申請を行った。このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

公告

建設業法 (昭和24年法律第100号) 第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成22年6月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 処分をした年月日

平成22年6月4日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の 所 在 地	代表者の氏名	許 可 番 号
株式会社MC	宮若市竹原27 - 1	岩橋 良太	平成19年10月18日 福岡県知事許可 (特 - 19) 第95999号

- 3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止
- (1) 停止を命じる業務の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

- ア 国、地方公共団体、法人税法 (昭和40年法律第34号) 別表第1に掲げる公共法 人 (地方公共団体を除く。) 又は建設業法施行規則 (昭和24年建設省令第14号) 第18条に規定する法人が発注するもの
- イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等(補助金等に係る予算の執行 の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項に規定する補助金

等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。)の交付を受けているもの(アに該当するものを除く。)

(2) 停止期間

平成22年6月18日から平成22年7月17日までの30日間

4 処分の原因となった事実

株式会社MCCは、平成20年3月31日を審査基準日とする経営事項審査申請書に虚偽 (完成工事高の水増し)の記載をし、当該申請に基づき評価された経営事項審査結果通知書をもって、発注機関に対して入札参加資格申請を行った。このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

公告

建設業法 (昭和24年法律第100号) 第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成22年6月18日

福岡県知事 麻生 渡

- 処分をした年月日
 平成22年6月4日
- 2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の 所 在 地	代表者の氏名	許可番号
有限会社同志建設	宮若市鶴田1891 - 286	石見 祐次	平成19年 6 月18日 平成21年 7 月21日 福岡県知事許可 (般 - 19・21) 第47070号

- 3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止
- (1) 停止を命じる業務の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業ア 国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第1に掲げる公共法

汨

- イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。)の交付を受けているもの(アに該当するものを除く。)
- (2) 停止期間

平成22年6月18日から平成22年7月17日までの30日間

4 処分の原因となった事実

有限会社同志建設は、平成20年9月30日を審査基準日とする経営事項審査申請書に 虚偽 (完成工事高の水増し) の記載をし、当該申請に基づき評価された経営事項審査 結果通知書をもって、発注機関に対して入札参加資格申請を行った。このことは、建 設業法第28条第1項第2号に該当する。

公告

建設業法 (昭和24年法律第100号) 第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成22年6月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 処分をした年月日 平成22年6月4日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の 所 在 地	代表者の氏名	許可番号
有限会社太田 建設	田川郡福智町上野4235 - 1	太田 英勝	平成19年 5 月22日 平成19年11月24日 福岡県知事許可 (般 - 19) 第69777号

- 3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止
- (1) 停止を命じる業務の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

- ア 国、地方公共団体、法人税法 (昭和40年法律第34号) 別表第1に掲げる公共法 人 (地方公共団体を除く。) 又は建設業法施行規則 (昭和24年建設省令第14号) 第18条に規定する法人が発注するもの
- イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。)の交付を受けているもの(アに該当するものを除く。)
- (2) 停止期間

平成22年6月18日から平成22年7月17日までの30日間

4 処分の原因となった事実

有限会社太田建設は、平成20年6月30日を審査基準日とする経営事項審査申請書に 虚偽 (完成工事高の水増し) の記載をし、当該申請に基づき評価された経営事項審査 結果通知書をもって、発注機関に対して入札参加資格申請を行った。このことは、建 設業法第28条第1項第2号に該当する。

公告

建設業法 (昭和24年法律第100号) 第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成22年6月18日

- 1 処分をした年月日
 - 平成22年6月4日
- 2 処分を受けた者の商号等

汨

商号	主たる営業所の 所 在 地	代表者の氏名	許可番号
有限会社西日工務店	大牟田市大字草木1264 - 1	西田信春	平成17年 9 月27日 福岡県知事許可 (般 - 17) 第22823号

- 3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止
- (1) 停止を命じる業務の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

- ア 国、地方公共団体、法人税法 (昭和40年法律第34号) 別表第1に掲げる公共法 人 (地方公共団体を除く。) 又は建設業法施行規則 (昭和24年建設省令第14号) 第18条に規定する法人が発注するもの
- イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。)の交付を受けているもの(アに該当するものを除く。)
- (2) 停止期間

平成22年6月18日から平成22年7月17日までの30日間

4 処分の原因となった事実

有限会社西田工務店は、平成21年3月31日を審査基準日とする経営事項審査申請書に虚偽(技術職員の水増し)の記載をし、当該申請に基づき評定された経営事項審査結果通知書をもって発注機関に対して入札参加資格申請を行った。このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

公告

建設業法 (昭和24年法律第100号) 第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成22年6月18日

福岡県知事 麻牛 渡

- 処分をした年月日
 平成22年6月4日
- 2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の 所 在 地	代表者の氏名	許可番号
有限会社本村 組	大牟田市大字草木125 - 3	本村 孝博	平成21年 3 月15日 福岡県知事許可 (般 - 20) 第92454号

- 3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止
- (1) 停止を命じる業務の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

- ア 国、地方公共団体、法人税法 (昭和40年法律第34号) 別表第 1 に掲げる公共法 人 (地方公共団体を除く。) 又は建設業法施行規則 (昭和24年建設省令第14号) 第18条に規定する法人が発注するもの
- イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等(補助金等に係る予算の執行 の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項に規定する補助金 等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金 でこれに類するものをいう。)の交付を受けているもの(アに該当するものを除 く。)
- (2) 停止期間

平成22年6月18日から平成22年7月17日までの30日間

4 処分の原因となった事実

有限会社本村組は、平成20年12月31日を審査基準日とする経営事項審査申請書に虚 偽(技術職員の水増し)の記載をし、当該申請に基づき評定された経営事項審査結果 通知書をもって発注機関に対して入札参加資格申請を行った。このことは、建設業法 第28条第1項第2号に該当する。

公告

漁業法 (昭和24年法律第267号) 第11条第1項の規定に基づき、漁業の免許について、

免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区を次のように定めたので、同条第5項の規定により公示する。

平成22年6月18日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 公示番号 筑区第409号
- 2 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 糸島市志摩岐志地先
- (3) 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ト)、(二)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第56号 糸島市志摩岐志岐志漁港西防波堤灯台

- (イ) 基点第56号から真方位142度 462メートルの点
- 回 基点第56号から真方位142度 670メートルの点
- (*) 基点第56号から真方位174度11分 787メートルの点
- (二) 基点第56号から真方位184度34分 623メートルの点
- 3 地元地区 糸島市志摩岐志
- 4 存続期間 平成22年10月1日から平成25年8月31日まで
- 5 申請期間 平成22年6月25日から同年7月25日まで
- 6 免許予定日 平成22年10月1日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成22年6月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 落札に係る調達役務の名称及び数量 財務会計システム用機器等の賃貸借

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (1) 部局の名称 福岡県総務部総務事務センター
- (2) 所在地 福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日 平成22年 5 月11日
- 4 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏名 株式会社高知電子計算センター
- (2) 住所 高知県高知市本町4丁目1番16号
- 5 落札金額 (消費税及び地方消費税の額を含む。) 175.350.000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告日 平成22年 3 月19日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。 平成22年6月18日

- 1 落札に係る調達役務の名称 文書管理システム及び庶務事務システム用機器等の賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (1) 部局の名称 福岡県総務部行政経営企画課文書班
- (2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

- 3 落札者を決定した日 平成22年6月1日
- 4 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏名

NTTファイナンス株式会社九州支店

(2) 住所

福岡市博多区博多駅前2丁目2番1号

- 5 落札金額 (消費税及び地方消費税の額を含む。) 214,439,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- 7 入札公告日

平成22年4月14日

公安委員会

福岡県公安委員会告示第177号

遺失物法施行令第5条第5号の規定に基づき指定している下記の特例施設占有者について、遺失物法施行規則第28条第2項第1号に掲げる事項に変更があったので、同規則第29条第2項の規定に基づき公示する。

平成22年6月18日

福岡県公安委員会

変 更	前	変 更	後
氏名又は名称	代表者氏名	氏名又は名称	代表者氏名
久留米市長 江藤 守國	久留米市長 江藤 守國	久留米市長 楢原 利則	久留米市長 楢原 利則

福岡県公安委員会告示第179号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第38条

第1項の規定に基づき、次の者を平成22年6月1日付けで少年指導委員として委嘱するので、少年指導委員規則(昭和60年国家公安委員会規則第2号)第2条の規定により告示する。

平成22年6月18日

福岡県公安委員

	氏	名	連絡先	活動区域
井	手	英 -	092 - 643 - 0110 東警察署 (少年係)	東警察署の管轄区域
矢	野	幸子		
樫	本	幸好	992 - 542 - 0110 南警察署 (少年係)	南警察署の管轄区域
平	木	幸子	2	
内	村	眞 治	092 - 939 - 0110	
立	花	孝信		粕屋警察署の管轄区域
大久	、保	勝貝		
林		龍平	0930 - 24 - 5115 行橋警察署 (少年係)	行橋警察署の管轄区域
戸	成	博文	0979 - 82 - 0110	豊前警察署の管轄区域
首	藤	萬壽美	豊前警察署 (少年係)	豆削蓄栄香の目粘色域
重	元	惣 -	0948 - 57 - 0110	嘉麻警察署の管轄区域
田	坂	勝信	嘉麻警察署 (少年係)	加州昌ホヨツ日和匹外
Щ	本	岩	0949 - 22 - 0110 直方警察署 (少年係)	直方警察署の管轄区域
髙	浪	瘧	0942 - 73 - 0110	小郡警察署の管轄区域
栁		忠	小郡警察署 (少年係)	小仰言宗有以自拓丘戏
西	村	毎	0943 - 76 - 0110	うきは警察署の管轄区域
鬼	塚	敬于	2 うきは警察署 (少年係)	JC Id 昌水自の自柏凸物
大	石	五十二	0943 - 22 - 5110	八女警察署の管轄区域
髙	鍋	伸彦	八女警察署 (少年係)	八天昌亦自切自拓凸城
#	島	末彦	5	

 友 清 逸 夫

 永 島 幸 夫

 大内田 義 文

0942 - 52 - 0110 筑後警察署 (少年係)

筑後警察署の管轄区域

福岡県公安委員会告示第180号

福岡県行政手続条例 (平成8年福岡県条例第1号。以下「行手条例」という。) 第37 条第1項の規定に基づき、「道路交通法関係審査基準等の改定(案)」について、平成 22年4月28日から同年5月27日までの間、意見公募手続を実施したが、意見は提出され なかったので、行手条例第41条第1項の規定に基づき告示する。

平成22年6月18日

福岡県公安委員会

1 関連資料等

関連資料については、福岡県警察ホームページ (http://www.police.pref.fukuoka.jp/) に掲載するほか、福岡県警察本部交通部交通企画課に備え置く。

福岡県公安委員会告示第181号

福岡県行政手続条例(平成8年福岡県条例第1号。以下「行手条例」という。)第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで道路交通法関係審査基準の改定を行ったので、行手条例第41条第5項の規定に基づき告示する。

平成22年6月18日

福岡県公安委員会

1 意見公募手続を実施しなかった理由

道路交通法の一部を改正する法律(平成19年法律第90号)の施行等に伴い、「道路 交通法関係審査基準の改定」を行うものであるが、その内容は既存法令の一部改正に 伴う条項移動及び用語の整理であり、必然的に改定を要する軽微な変更であり、行手 条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものである。

2 審査基準の制定日

平成22年6月18日

3 概要等

関連資料については、福岡県警察ホームページ (http://www.police.pref.fukuoka.jp/) に掲載するほか、福岡県警察本部交通部交通企画課に備え置く。